

岩手県スケート連盟規約

第1章 総則

第1条 本連盟は「岩手県スケート連盟」という。

第2条 本連盟の事務局は盛岡市又は会長の指定する場所に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟はスケート競技を通じて体育の振興発展を図るとともに、県民の心身の健全な発展に奇与することを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 スケート競技を実施することの意義とその精神の啓発。
- 2 スケート競技に関する調査研究及び優秀選手の育成強化。
- 3 スケート競技大会及び講習会等の開催。
- 4 スケート競技選手の指導及び養成並びに他団体主催のスケート競技会に対する選手・役員の派遣。
- 5 公益財団法人日本スケート連盟の主催する全国スケート競技大会や国際スケート連盟が主催するスケート競技に出場しうる資格を得るため選手に必要な教育・事業を行う
- 6 その他本連盟の目的を達成するために必要な事業を行う。

第3章 加盟団体

第5条 本連盟は、岩手県を代表し「公益財団法人日本スケート連盟」に加盟する。

第6条 本連盟は、岩手県を代表する単一団体として「公益財団法人岩手県体育協会」に加盟する。

第4章 組織及び役員

第7条 本連盟は、スピード部門（ショート担当含む）、フィギュア部門、普及部門の三部門構成とし、本連盟に加入した会員及び賛助会員をもって組織する。

第8条 本連盟の役員は「公益財団法人日本スケート連盟」の寄付行為「細則」第5章第18条（加盟団体役員）の規定に基づく登録競技者（1. 2. 3. 4種）でなければならない。

第9条 本連盟に次の役員を置く。理事30名以内から会長以下役員を選出する。

- | | | | | | |
|------|-------------|-------|-----|-----|------|
| 会長 | 1名 | 副会長 | 若干名 | 理事長 | 1名 |
| 副理事長 | 若干名 | 部長 | 3名 | 副部長 | 3名以内 |
| 事務局長 | 1名 | 事務局次長 | 若干名 | | |
| 理事 | 上記役員に応じた若干名 | | | | |
| 監事 | 3名以内 | | | | |
- 2 役員（会長・副会長・理事長・副理事長・部長・副部長・理事・事務局長・事務局次長）の数は、監事を除き30名以内とする。
 - 3 監事は他の役員を兼務できない。ただし、会議への出席を妨げない。

- 第10条 会長は、総会で選出し、本連盟を代表し、会務を統括する。
- 第11条 会長以外の役員は理事会で選出し、総会で選任する。
- 第12条 理事は、各部の推薦で選出する。
- 第13条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。役員は任期満了後でも後任者が就任するまではその任務を行う。
- 第14条 名誉会長及び顧問並びに参加を置くことができる。理事会で推薦し、会長が委嘱する。
- 第15条 理事長は、会長の命を受け、会務を処理し、理事はこれを分掌する。
- 第16条 各部にそれぞれ専門委員会を置くことができる。

第5章 会議

- 第17条 総会は、本連盟に加盟する会員で構成し、会長が招集する。議長は理事会で選出する。（会員とは、本連盟登録者で日ス連登録者であること。）
総会への参加会員は1種から4種及び9種とし、賛助会員は除くものとする。
- 第18条 定期総会は決算後3ヶ月以内に毎年1回開催し、本連盟の予算及び決算・事業計画及び役員決定、規約の改正並びにその他の重要事項等を審議し、出席者の過半数により決議する。なお、理事会で必要と認められた場合、臨時総会を開催することができる。
- 第19条 理事会は、理事長が招集する。理事会は会務の重要事項を審議し、理事長が議長を務める。

第6章 会計

- 第20条 本連盟の経費は補助金、寄付金、登録料、その他の収入をもってこれに充てる。
- 第21条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第22条 決算は監事の監査を受け、総会で承認を得なければならない。

付 則

- 第23条 この規約の施行に際し必要な事項に関する細則は、理事会の審議を経て総会の議決により別に定める。
- 第24条 本規約は、総会の議決を経て改正することができる。
- ※一部変更し、平成16年7月 4日から施行する。
 - ※一部変更し、平成18年6月25日から施行する。
 - ※一部変更し、平成19年7月 8日から施行する。
 - ※一部変更し、平成20年7月12日から施行する。
 - ※一部変更し、平成21年7月11日から施行する。
 - ※一部変更し、平成25年6月30日から施行する。
 - ※一部変更し、平成26年7月05日から施行する。
 - ※一部変更し、平成29年6月15日から施行する。

細 則

第1条 規約第23条に基づき、本連盟の運営に関する細則を定める。

- 1 旅費支給に関する規定。
- 2 慶弔金の支給に関する規定。

第2条 規約第16条に定める専門委員会で処理する事項は次の通りとする。

- 1 各部の総務競技・強化・普及に関すること。
- 2 各部の事業に関すること。